

三木市制70周年記念事業パートナー登録制度実施要綱を次のように定める。

令和5年10月26日

三木市長 仲田 一彦

## 三木市制70周年記念事業パートナー登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、三木市制70周年を迎えるに当たり、市制70周年記念事業への協力に意欲的な事業者及び団体を事業パートナーとして登録し、幅広く事業連携を行うことにより、市制70周年記念事業を推進することを目的とする。

### (対象者)

第2条 三木市制70周年記念事業パートナー（以下「事業パートナー」という。）の対象となる者は、次条に規定する活動を行う事業者又は団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象者としなない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する活動を行うもの
- (2) 政治的又は宗教的な目的のために登録しようとするもの
- (3) 暴力団等（三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）と関係するもの
- (4) その他事業パートナーとして適当でないと市長が認めるもの

### (対象活動)

第3条 事業パートナーが行う活動は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 三木市制70周年に関する広報・PR活動への協力
- (2) 三木市制70周年に関する市事業への協賛・協力
- (3) 事業パートナーが主体となって実施する三木市制70周年に関する事業又はキャンペーン等

(4) その他三木市制70周年に関し、市長が必要と認める活動  
(費用負担)

第4条 前条の活動に要する一切の費用は、事業パートナーが負担するものとする。

(登録申請)

第5条 事業パートナーの登録を希望する者(以下「申請者」という。)は、三木市制70周年記念事業パートナー登録申請書(様式第1号)及び三木市制70周年記念事業協力実施計画書(様式第1号の2)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業パートナーの登録を決定し、当該申請者に対し三木市制70周年記念事業パートナー登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 事業パートナーは、前条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに三木市制70周年記念事業パートナー登録内容変更申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(登録の抹消)

第7条 事業パートナーは、第5条第2項の規定により決定を受けた登録の抹消を希望するときは、三木市制70周年記念事業パートナー登録抹消届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該事業パートナーの登録を抹消するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、事業パートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

(1) 事業パートナーが廃業し、又は活動を休止したとき。

(2) 事業を第三者に譲渡又は売買し、引き続き協力の意思が確認できないとき。

(3) 申請の内容に虚偽があると認められるとき。

(4) その他事業パートナーとして登録しておくことが適当でない  
と市長が認めるとき。

(登録期間)

第8条 事業パートナーの登録期間は、登録を決定した日から令和7年3月31日までとする。

(事業パートナーの公表)

第9条 市長は、登録した事業パートナーの名称及び協力する活動内容を三木市ホームページ等において公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定については、同日後もなお従前の例による。